

## 令和8年度広島県教育委員会保護者向け広報紙「くりっぷ」提案書作成要領

この要領は、「令和8年度広島県教育委員会保護者向け広報紙「くりっぷ」発行業務」を委託するに当たり、総合的な審査により委託者を選定することを目的とし、提案書を作成するために必要な事項を定めるものである。

### 1 提案書提出時に必要な書類

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書
- (2) 提案書
  - ア 編集基本方針（「くりっぷ」の現状と課題を踏まえた独自提案を含む。）：8部（正本1部、副本7部）
  - イ 「くりっぷ」の紙面案：8部（正本1部、副本7部）
  - ウ 制作に係る組織・体制一覧表（任意様式。広島県及び他の地方公共団体に係る業務実績を含む。）：8部（正本1部、副本7部）
- (3) 見積書（編集費等、印刷費、発送費の内訳が分かるもの。消費税及び地方消費税相当額を明記すること。）：1部

### 2 提案書作成要領

- (1) 規格等  
「くりっぷ」の紙面案は、紙面の大きさ、ページ数等も提案すること。  
（現在は、タブロイド判（長辺横向き、短辺綴じ、2つ折り、4面（1面を2分割し、8ページ）、カラー印刷）
- (2) その他
  - ア 1社1案提出する。
  - イ 審査の公平を期すため、提案書の副本7部には、企業名や企業が判別できるもの（ロゴ）等を記載しないこと。
  - ウ 現在の印刷紙面（Vol.88）が必要な場合は、10部を上限に配付する。（事前申込必要。配付期限：令和8年3月5日（木）午後5時

### 3 提案書について

別紙「広島県教育委員会保護者向け広報紙「くりっぷ」の掲載記事（企画提案公募用）」参照

### 4 見積書について

見積書の様式は任意様式とし、次の見積項目（大項目（●）、小項目（・））ごとに本業務に係る全ての金額を明記するとともに、代表者印を押印し、広島県教育委員会教育長宛てとする。なお、事業予算額9,790千円を超える提案は失格とし、提案書に係るプレゼンテーションは実施しないので留意すること。

- 編集費等
  - ・取材、原稿作成、写真撮影
  - ・デザイン・レイアウト
  - ・イラスト
  - ・読者プレゼント（現在の「3,000円分の図書カードNEXT抽選で10名」と同等以上の内容とすること。）
  - ・点字版作成
  - ・ホームページ掲載用デジタルデータの作成
  - ・独自企画
- 印刷費
  - ・製版料
  - ・印刷料
  - ・用紙代
- 発送費
  - ・発送費

※ ディレクション・営業など上記以外の経費は、各項目に按分して計上すること。

## 広島県教育委員会保護者向け広報紙「くりっぷ」の掲載記事（企画提案公募用）

企画提案公募の参加者は、以下の内容について、「くりっぷ」の表紙及び中面を作成する。

**1 記事作成項目**

- 「くりっぷ」Vol. 88（令和7年11月1日発行）の内容について作成する。  
（「広島県教育委員会ホームページホットライン教育ひろしま」を参照すること  
⇒ [https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki\\_file/clip/clip88.pdf](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/clip/clip88.pdf)）

**2 記事作成に当たっての留意点**

- (1) 表紙
  - ・インパクトのある表紙で、保護者の興味・関心を引きつけるように工夫すること。
  - ・中面を開きたくなるような工夫をすること。
- (2) 中面
  - ・保護者の興味・関心を引きつける情報の出し方となるよう、企画や構成、デザインを工夫すること。
  - ・保護者にとって分かりやすく、かつ、負担なく読めるように配慮すること。
  - ・上記「1 記事作成項目」は必須とし、独自に別の記事を掲載することも可とする。
- (3) 共通事項
  - ・公募型プロポーザル説明書を参照して作成すること。
  - ・過去の「くりっぷ」、県教委ホームページ等を参照し、内容を追記してもよい。
  - ・写真やイラスト等は、必要に応じてイメージ写真などを使用してもよい。

**【参考】「くりっぷ」編集方針について****1 発行目的**

県内の公立学校に通う保護者に対して、県の教育行政施策等を分かりやすく、かつ、的確に説明し、本県教育への理解と協力を求める。

**2 編集の視点（(1)～(3)を年間を通して必ず盛り込むこと）**

保護者の理解・信頼を高めるために、次の3視点を柱とする。

- (1) 広島県教育の現状と目指す方向が分かる。
- (2) 心配や不安が解消される（対応策が示される。）。
- (3) 広島の教育を誇らしく思える（好事例・先進事例・努力など、学校の取組を積極的に発信する）。

**3 留意点**

- (1) 編集：広島県教育委員会が示す内容の趣旨を変えず、保護者に分かりやすく伝える工夫をする。
- (2) 文章：一方的で硬い説明ではなく、簡潔に分かりやすい言葉で訴える。
- (3) デザイン・レイアウト：詰め込み過ぎず、写真やイラストなど多用かつ大きくする。